

答 申 案	答申の考え方 ※1：( )番号は「資料1-3」指摘事項と関連しています。 ※2：解説はゴシック。 ※3：関連ページは、方法書本編のページ数。	備 考
<p><b>【1 全般的事項】</b></p> <p>(1)</p> <p>計画段階環境配慮手続における事業実施想定区域設定の趣旨を踏まえた上で、対象事業実施区域(以下「事業区域」という)内及びその周辺における自然環境及び生活環境への影響を十分に調査、予測及び評価し、以降の手続において環境への影響がより一層回避・低減されるよう事業区域の適切な絞り込みを行うこと。</p>	<p>(1)</p> <p>計画段階環境配慮手続における事業実施想定区域設定の趣旨を踏まえた上で、対象事業実施区域(以下「事業区域」という)内に存在するジャパンエコトラック等の人と自然との触れ合いの活動の場及び景観への影響を十分に調査、予測及び評価し、以降の手続において事業区域の適切な絞り込みを行うこと。</p> <p>「関連ページ：8～9，356～357」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書から方法書手続における事業区域の絞り込みについて、手続趣旨を再確認した上で、以降の手続における適切な対応を求めるもの。</li> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場及び景観に対する影響については、全般的事項(2)及び個別的事項で言及する。</li> </ul>	<p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(2)</p> <p>事業区域及びその周辺には、県土の景観的シンボル且つ学術上重要な地形である葉菜山が存在する他、事業区域内には崩壊土砂流出危険地区等が存在する。これらのことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価したうえで、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「太陽電池発電設備等」という。)の位置・規模又は配置・構造(以下「配置等」という。)について、影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。</p>	<p>(2) 景観</p> <p>事業区域に隣接する葉菜山は、地域を代表する自然景観資源であることから、調査地点の設定にあたっては、主要な眺望点だけでなく、可視領域範囲において最も影響が大きいと思われる地点を追加し、太陽電池発電設備等の配置等が景観阻害とならないよう、適切に調査、予測及び評価すること。</p> <p>なお、フォトモンタージュの作成にあたっては、太陽光パネルの架台の高さを考慮すること。</p> <p>(2) 地形・地質</p> <p>事業区域に隣接して、日本の典型地形である火山岩頸「葉菜山」が存在する。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることから、事業区域東側の草地において、緩衝緑地の設置や施設の配置計画の変更等の環境保全措置を講ずること。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p> <p>【伊藤委員】 (地形・地質)</p> <p>【田口委員】 (有害物質)</p> <p>【伊藤委員】 (地形・地質)</p>

	<p>(1) 地形・地質</p> <p>事業実施に当たっては、土砂災害を誘発する可能性を十分認識し、砂防指定地の上流域及び崩壊土砂流出危険地区について、やむを得ず土地の改変を行う場合は、防災上の観点から十分に安全側となる施工を検討すること。</p> <p>「関連ページ：300～301，255～257，162～166」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域周辺の自然環境及び景観資源等の特記事項について述べ、環境影響について、回避又は十分に低減するよう対応を求めるもの。</li> <li>・文言は近隣他事業を参考に修文。</li> </ul> <p>【参考：(仮称)ウィンドファーム八森山，宮城西部風力発電事業等】</p>	<p>【伊藤委員】 (地形・地質)</p>
<p>(3)</p> <p>環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</li> </ul>	
<p>(4)</p> <p>本事業との累積的な環境影響が懸念される他事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に近接して「(仮称)宮城加美風力発電事業」，「鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業」等が計画されているため、累積的な影響について適切に調査，予測及び評価するよう求めるもの。</li> <li>・文言は近隣他事業と統一。</li> </ul> <p>「関連ページ：20，21」</p> <p>【参考：(仮称)ウィンドファーム八森山，宮城西部風力発電事業等】</p>	
<p>(5)</p> <p>事業区域周辺の住民，立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</li> </ul>	

<p><b>【2 個別的事項】</b></p> <p>(1) 騒音</p> <p>イ 工事用資材の搬出入に伴う騒音については、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を調査地点として設定し、調査、予測及び評価すること。</p> <p>ロ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけではなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に予測及び評価すること。</p>	<p>(1)</p> <p>工事用資材の搬出入に伴う騒音については、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を調査地点として設定し、調査、予測及び評価すること。</p> <p>「関連ページ：249」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の調査地点について、影響が最大となる地点の選定を具体例も含めて指摘するもの。</li> <li>・文言は周辺他事業と統一。</li> </ul> <p>【参考：(仮称)宮城西部風力発電事業等】</p> <p>(2)</p> <p>建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけではなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に予測、評価すること。</p> <p>「関連ページ：241～242」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働による騒音について、調査項目の追加を指摘するもの。</li> <li>・文言は周辺他事業と統一。</li> </ul> <p>【参考：(仮称)ウィンドファーム八森山等】</p>	<p>【永幡委員】 (騒音)</p> <p>【永幡委員】 (騒音)</p>
<p>(2) 地形及び地質</p> <p>イ 事業区域に隣接して、日本の典型地形である火山岩頸「葉菜山」が存在する。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることから、事業実施による影響を調査、予測及び評価した上で、特に葉菜山山麓の事業区域東側の草地において、太陽電池発電設備等の配置計画の変更等の環境保全措置を講ずること。</p> <p>ロ 事業実施に当たっては、土砂災害を誘発する可能性を十分認識した上で、砂防指定地の流域及び崩壊土砂流出危険地区について、やむを得ず土地の改変を行う場合は、安全側での評価となるよう、広範囲の地盤の安定解析等、十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>(2)</p> <p>事業区域に隣接して、日本の典型地形である火山岩頸「葉菜山」が存在する。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることから、事業区域東側の草地において、緩衝緑地の設置や施設の配置計画の変更等の環境保全措置を講ずること。</p> <p>「関連ページ：255～257」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域に隣接する典型地形について、影響の調査、予測及び評価をした上で、適切な環境保全措置を求めるもの。</li> <li>・指摘事項内「緩衝緑地の設置」については、景観への影響に対する環境保全措置として別途指摘する。</li> </ul> <p>(1)</p> <p>事業実施に当たっては、土砂災害を誘発する可能性を十分認識し、砂防指定地の流域及び崩壊土砂流出危険地区について、やむを得ず土地の改変を行う場合は、防災上の観点から十分に安全側となる施工を検討すること。</p> <p>「関連ページ：162～166」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施による土砂災害を誘発する可能性を踏まえた設備配置計画の検討を求めるもの。</li> <li>・一部文言修正。</li> </ul>	<p>【伊藤委員】 (地形・地質)</p> <p>【伊藤委員】 (地形・地質)</p>

(3) 動物

イ 事業区域内の草地及び低木林には、稀少種が存在する可能性があるため、低木林内において重点的に踏査ルートを設定する等、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 鳥類のラインセンサス法調査に供する踏査ルートにおいて、併せてテリトリーマッピング法調査を行い、影響を適切に予測及び評価すること。

また、同一ルートにおいて事後調査を行うこととし、調査計画を以降の図書に記載すること。

ハ 地表性の動物について、工事用車両の通行による轢死や、取付道路等の新設等の土地の改変及びフェンスの設置による行動圏に対する影響について、事業区域周辺の水田も含めて調査範囲を拡大し、調査、予測及び評価すること。また、調査結果を踏まえ、フェンスの形状の選定等の環境保全措置を講ずること。

(1)

ゴルフ場に隣接する草地及び低木林には、生物多様性の観点から保全上重要な種が存在する可能性があることから、事業実施による当該区域への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

(2)

鳥類のラインセンサス法調査について、森林内を確認できる踏査ルートを設定すること。

「関連ページ：19, 270」

・事業区域及びその周辺における生息種を念頭に、調査手法について留意する事項を述べるもの。

・(1), (2)を統合のうえ、文言を答申植物イに併せて修正。

(3)

鳥類のラインセンサス法調査に供する踏査ルートにおいて、テリトリーマッピング法による調査を併せて行い、適切に評価すること。

また、同一踏査ルートにおいて事後調査を行うこととし、調査計画を以降の図書に記載すること。

「関連ページ：270」

・鳥類を対象とした調査について、調査手法の追加及び事後調査の実施を求めるもの。

・一部文言修正。

(4)

地表性の動物における、取付道路等の新設または拡幅等の土地の改変及び工事用車両の通行による轢死等の影響について、事業区域周辺の水田も含めて調査範囲を拡大し、調査、予測及び評価すること。

(5)

フェンスの設置による動物の行動圏に対する影響について、適切に調査、予測及び評価すること。また、調査結果を踏まえ、フェンスの形状の選定等の環境保全措置を講ずること。

「関連ページ：271, 268」

・地表性の動物全般に対する事業実施による影響について、調査手法及び環境保全措置に関する留意事項について述べるもの。

・(4), (5)を統合し、文言修正。

【由井委員】  
(鳥類)

【由井委員】  
(鳥類)

【由井委員】  
(鳥類)

【太田委員】  
(両生・爬虫類)

【太田委員】  
(両生・爬虫類)

(4) 植物

イ 事業区域及びその周辺のススキ群団には、稀少種が存在する可能性があるため、造成計画区域内において重点的に踏査ルートを設定する等、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 事業区域内及びその周辺には、自然度の高い群落（ヤナギ高木林）が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(1)

ゴルフ場に隣接するススキ群団には、生物多様性の観点から保全上重要な種が存在する可能性があることから、事業実施による当該区域への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

(2)

造成区域内は、植物に対する影響が特に大きいと考えられるため、重点的に踏査ルートを設定すること。

「関連ページ：71, 18」

- ・事業区域及びその周辺にススキ群団が存在しているため、生育している可能性のある稀少植物について、調査地点の設定に関する注意点にも含めて指摘し、適切に調査、予測及び評価を求めるもの。
- ・(1), (2)を統一の上、周辺他事業に対する答申を参考に修文。  
【参考：(仮称)宮城西部風力発電事業】

(3)

事業区域内及びその周辺には、自然度の高い群落（ヤナギ高木林）が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

「関連ページ：68～74」

- ・事業区域及びその周辺に存在する自然度の高い群落への対応を求めるもの。
- ・文言は他事業方法書と統一。  
【参考：(仮称)京ヶ森風力発電事業等】

(5) 生態系

造成に伴い設けられる調整池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、調整池の配置及び構造を検討した上で、生態系への影響について調査し、事後調査の必要性も含めて予測及び評価すること。

(1)

造成に伴い設けられる調整池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、調整池の設置場所及び構造を検討した上で、生態系への影響について調査し、事後調査の必要性も含めて予測及び評価を行うこと。

「関連ページ：9」

- ・調整池の設置による生態系への影響について、事後調査計画も含めた適切な対応を求めるもの。
- ・文言は周辺他事業に対する知事意見を参考に修文。  
【参考：(仮称)宮城西部風力発電事業，ウィンドファーム八森山】

【野口委員】  
(植物)

【野口委員】  
(植物)

【野口委員】  
(植物)  
【牧委員】  
(植物)

【太田委員】  
(両生・爬虫類)

(6) 景観

イ 事業区域に隣接する菓菜山は、県土を代表する自然景観資源であることから、調査地点の設定にあたっては、主要な眺望点だけでなく、事業区域内のジャパンエコトラックやくらい周遊ルート上や可視領域範囲において最も影響が大きいと思われる地点を追加した上で、菓菜山の麓における太陽光パネル設置の有無による可視領域範囲の変化について確認すること。その上で、眺望点からの景観に対する影響を適切に調査、予測及び評価し、調査結果を踏まえた、緩衝緑地の設置や菓菜山山麓に施設を配置しない等の配置計画の変更による環境保全措置を講ずること。

ロ 事業区域に隣接する菓菜山山頂は、眺望点として高い潜在的価値を持つことから、事業の実施による影響について、関係者等から将来的な眺望の変化を含めた情報収集に努めた上で、フォトモンタージュを作成し、予測及び評価すること。

(2)

事業区域に隣接する菓菜山は、地域を代表する自然景観資源であることから、調査地点の設定にあたっては、主要な眺望点だけでなく、可視領域範囲において最も影響が大きいと思われる地点を追加し、太陽電池発電設備等の配置等が景観阻害とならないよう、適切に調査、予測及び評価すること。

なお、フォトモンタージュの作成にあたっては、太陽光パネルの架台の高さを考慮すること。

(1)

菓菜山の麓における太陽光パネル設置の有無による可視領域範囲の変化について確認した上で、視点場からの景観に対する影響を調査、予測及び評価すること。また、調査結果を踏まえ、緩衝緑地の設置や施設の配置計画の変更等の環境保全措置を講ずること。

「関連ページ：300～301」

・景観資源としての菓菜山の重要性に言及の上、適切な調査、予測及び評価に向けて、調査地点の選定等、具体的な調査手法及び環境保全措置について意見するもの。

・(1)、(2)を統合し、文言修文。

(3)

事業区域に隣接する菓菜山山頂は、眺望点として高い潜在的価値を持つことから、事業の実施による影響について、関係者等から将来的な眺望の変化を含めた情報収集に努めた上で、フォトモンタージュを作成し、予測及び評価すること。

「関連ページ：300～301」

・菓菜山山頂について、将来的な眺望景観の整備も想定し、調査、予測及び評価対象とするよう求めるもの。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

イ 事業区域及びその周辺における、ジャパンエコトラックやくらい周遊ルート等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入による騒音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと。

(1)

事業区域及びその周辺における、ジャパンエコトラックやくらい周遊ルート等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入による騒音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと。

「関連ページ：302～306」

・人と自然との触れ合いの活動の場に対する騒音による影響について、適切な評価を求めるもの。

・文言は周辺他事業に統一。

【参考：(仮称)宮城西部風力発電事業等】

【平野会長】  
(景観)  
【伊藤委員】  
(地形・地質)  
【田口委員】  
(有害物質)

【平野会長】  
(景観)

【永幡委員】  
(騒音)

<p>ロ 事業区域内にジャパンエコトラックやくらい周遊ルートが存在することから、フェンスや太陽光パネル設置等による当該区域内における囲繞景観への影響について、ルートの利用状況も踏まえた適切な調査手法を再検討し、回避、低減策を講じること。</p>	<p>(2) 事業区域内にジャパンエコトラックやくらい周遊ルートが存在することから、フェンスや太陽光パネル設置等による当該区域の眺望景観への影響について、ルートの利用状況も踏まえた適切な調査手法を再検討すること。</p> <p style="text-align: right;">「関連ページ：306」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場における景観への影響について、適切に評価することを求めるもの。</li> </ul>	<p>【野口委員】 (植物) 【平野会長】 (景観)</p>
<p>(8) 温室効果ガス 温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価技術指針改正（令和3年3月）において、法対象事業を含む全事業に対して対応を求めることとした項目。</li> </ul>	
<p>(9) 放射線の量 事業実施に伴う調整池の底質、産業廃棄物及び残土等からの放射性物質の流出によりホットスポットが形成される可能性も踏まえ、水環境及び土壌等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。</p>	<p>(1) 事業実施に伴う調整池の底質及び産業廃棄物並びに残土等からの放射性物質の流出による、水環境及び土壌等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。</p> <p style="text-align: right;">【関連ページ：316, 318】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言は周辺他事業の環境影響評価方法書に対する知事意見を元に修文。</li> <li>・周辺他事業における答申（測定時のリター層の分離、表層1センチメートルでの土壌採取）については、環境影響評価方法書に記載済みのため、本事業には意見しない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【参考：(仮称)六角牧場風力発電事業等】</p>	<p>【石井委員】 (放射線) 【平野会長】 (景観) 【内田委員】 (廃棄物)</p>

下記指摘については答申未反映。

全般的事項(2) 事業実施に伴い発生する余剰電力について、有用に活用するための方法を検討すること。

【由井委員】事業全般

→ 環境影響に関する指摘ではないため。

全般的事項(3) 残置森林等を含む配置計画図について、拡大図を併せて提示すること。

【丸尾委員】「関連ページ：9」

→ 資料作成に対する意見のため。

生態系(2) 典型性の注目種として、鳥類以外の動物を調査対象としない理由を明確にすること。

【永幡委員】「関連ページ：289」

→ 2月3日環境影響評価技術審査会当日に、当該計画の妥当性について、参考人より十分な説明があったため。